

証券コード 9560

2022年11月9日

(電子提供措置の開始日 2022年11月9日)

株主各位

東京都千代田区有楽町二丁目10番1号

東京交通会館ビル5階

株式会社プログリット

代表取締役社長 岡田 祥吾

第6回定時株主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第6回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら添付の議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類をご参照の上、同封の委任状に議案に対する賛否をご表示・住所氏名の記入・押印いただき、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年11月30日(水曜日) 午前9時
2. 場 所 東京都千代田区有楽町二丁目10番1号東京交通会館ビル5階 本店会議室

3. 目的事項

【報告事項】

1. 第6期(2021年9月1日から2022年8月31日まで)事業報告の内容、会計監査人及び監査結果報告の件
2. 第6期(2021年9月1日から2022年8月31日まで)計算書類報告の件

【決議事項】

議案 監査役の報酬額改定の件

以上

◎当社は、法令及び定款の定めにより本定時株主総会に関する資料につきましては、電子提供措置をとっております。つきましては、当該資料に係る情報(電子提供措置事項)は、当社ウェブサイト(<https://www.progrit.co.jp/>)に掲載しておりますので、同ウェブサイトアクセスしていただき、ご覧くださいようお願い申し上げます。

◎当日ご出席の場合は、同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

2021年9月1日から

2022年8月31日まで

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度における当社を取り巻く経営環境につきましては、新型コロナウイルス感染症のパンデミック開始以降、変異株を含めた感染拡大の長期化が懸念されており収束時期も見通せない事から先行き不透明な状況が続いております。2021年と比較し渡航制限に対して緩和傾向にあるものの、企業における海外転勤や個人の海外渡航への意欲は未だ低迷している状況です。このことから、依然として緊急度の高い英会話スキル習得のニーズが抑えられ、足許の英語学習市場において事業拡大を図っている短期集中型スクールの成長にも影響が出ていると見ております。

しかしながら、国内市場の縮小や少子高齢化への懸念を持つ企業の海外市場への進出、グローバル人材の確保といった中長期的視点での英語学習への意欲は依然として高く、期待した成果を上げられていなかった従来型の英会話サービスから英語コーチングサービスへの乗り換えの動きも散見されるようになりました。また、個人での英語学習だけでなく、従業員育成・福利厚生の一環として英語学習の導入を検討する企業のニーズも存在することから、中長期的な英語学習市場は堅調に推移していくものと見ております。

このような環境の中、当社におきましては大型の認知広告を控える一方で、英語コーチングサービス「プログリット (PROGRIT)」におけるプロダクト開発や人材採用・育成によるサービス品質の向上、そしてサブスクリプション型英語学習サービスである「シャドテン」の拡大に取り組んで参りました。

「プログリット (PROGRIT)」が堅実な成長をする一方で、当事業年度にて2周年を迎えた「シャドテン」の有料課金ユーザー数は増加の一途を辿り、個人顧客へのコーチングサービスに次ぐ大きな収益源となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,252,808千円（前事業年度比13.7%増）、営業利益は326,027千円（前事業年度は45,810千円の営業損失）、経常利益は320,908千円（前事業年度は46,911千円の経常損失）、当期純利益は187,060千円（前事業年度は76,826千円の当期純損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは次のとおりであります。

① 当事業年度中に完成した主要設備

該当事項はありません。

② 当事業年度継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

新橋校、新宿南口校、西梅田校に係る固定資産を閉校に伴い除却いたしました。

(3) 資金調達の状況

① 2021年10月29日に第三者割当による募集株式発行を行い、2名の出資者から約70,000千円の出資を受けました。

② 2021年11月30日に賞与資金として、金融機関より30,000千円の借入れを行いました。

③ 2022年2月1日に運転資金として、金融機関より10,000千円の借入れを行いました。

④ 2022年2月21日に運転資金として、金融機関より80,000千円の借入れを行いました。

(4) 当社が対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。

① 既存事業のサービス品質の向上

当社の事業の継続的な発展のためには、最大の強みである短期間での英語力向上の達成を全てのお客様に高いレベルで提供し続けることが不可欠であると考えております。全てのお客様の英語力を高めたいという期待に応えるために、蓄積した学習データを基に、継続的なカスタマイズプログラムの改善及びコンサルタントの教育体制強化によるサービス品質の継続的な向上を行ってまいります。

② 知名度の向上

当社は、近年急成長している英語コーチング事業の先駆けとして、また著名人アンバサダーの協力により徐々に知名度が向上しつつあると認識しております。一方で、比較的新しいサービスでありより幅広い層からの新規顧客獲得や優秀な人材確保のためには、更なる知名度の向上を図ることが必要であると考えております。今後も、SNSをはじめとしたWeb広告による露出や多様なイベントの開催など、オンライン、オフライン双方での情報発信を強化してまいります。

③ 人材の確保と育成

当社が今後更に事業の拡大及び経営体質の強化を図っていくためには、ミッションを共有できる優秀な人材の確保と育成が必要不可欠であると考えております。当社は組織エンゲージメントについて外部の評価機関から高い評価を得ており、採用市場における強みとなっていると認識しておりますが、今後も将来当社の成長推進の一端を担う優秀な人材確保に向けて、研修制度の充実、公正な人事制度の整備・運用、従業員のメンタルヘルスケア体制の強化などを進めてまいります。

④ サブスクリプション型英語学習サービスの拡大

当社が今後更に事業の拡大及び経営体質の強化を図っていくためには、英語コーチングサービス「プログリット (PROGRIT)」を修了されたお客様に対しても長期的な学習機会を提供し続けると共に、新たな顧客層に対して価格帯の異なるサービスを展開していくことが重要であると考えております。そのためには、魅力的なコンテンツの拡充や学習体験を向上させるアプリ機能開発による「シャドテン」の学習継続期間の伸長と共に、サブスクリプション型英語学習サービスにおけるプロダクトの拡充も重要です。プロダクトの拡充により、より幅広い英語学習者の学習支援も可能となり、事業の拡大及び経営体質の強化に資すると考えております。

⑤ 法人営業の強化

当社の安定的、継続的な発展のためには、人材開発投資による大型受注及び毎年の継続受注が期待される法人需要の獲得が重要であると考えております。従来の英語研修サービスとの比較において短期間で着実に英語力を伸ばすことができる点を強力に訴求し、トライアル等を通じて当社サービスへの信頼を獲得することで、英語研修制度を一任していただけるよう、法人取引先の拡大に向け法人営業を強化していく方針であります。具体的には、①ビジネス系メディアや人事関連媒体等における広告投資による認知度の向上、②定期的な人事担当者向けイベントの開催を通じたリードの獲得、③お客様からのご紹介を通じた潜在顧客の開拓、④法人ごとの専門性やニーズに合わせたカスタマイズコースの拡充による潜在需要の顕在化、等を実施してまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社がお客様に安定してサービスを提供し、継続的に成長し続けるためには、コンプライアンスを重視した内部管理体制の強化や、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みが重要だと考えております。今後も事業規模の拡大に合わせ、管理部門の一層の強化による体制強化を図り、企業価値の最大化に努めてまいります。

⑦ 手元流動性の確保

当社の英語コーチングサービスをご受講いただく個人のお客様には、入会金及び受講料を前払い頂いております。クーリングオフや解約に基づく返金対応に対しての懸念をお客様が持たれることの無いように、常に一定水準の手元流動性を確保し、信用獲得に努めてまいります。また、手元流動性確保のため、金融機関との良好な取引関係の継続や内部留保の確保を継続的に行い、財務基盤の更なる強化を図ってまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	2017年8月期	2018年8月期	2019年8月期	2020年8月期	2021年8月期	2022年8月期
	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期(当期)
売上高 (百万円)	105	692	1,711	2,183	1,981	2,252
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	25	△145	131	128	△46	320
当期純利益又は当期純 損失 (△) (百万円)	17	△145	120	78	△76	187
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	5.55	△43.33	35.91	23.30	△22.89	54.42
総資産 (百万円)	101	570	1,102	1,163	1,032	1,509
純資産 (百万円)	25	△28	92	171	159	409
1株当たり純資産 (円)	8.02	△8.64	27.26	50.57	46.44	118.50

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 主要な事業内容 (2022年8月31日現在)

当社の報告セグメントは、「英語コーチング事業」の単一セグメントとしており、「英語コーチング事業」を構成する事業内容は次のとおりです。

事業内容	サービス名
英語コーチングサービス	プログリット (PROGRIT)
サブスクリプション型英語学習サービス	シャドテン

(7) 主要な営業所等 (2022年8月31日現在)

名称	所在地
本 社	東京都千代田区有楽町二丁目 10 番 1 号東京交通会館ビル5階
有楽町校	東京都千代田区有楽町二丁目 10 番 1 号東京交通会館ビル5階

(8) 従業員の状況 (2022年8月31日現在)

従業員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
141 名	7 名減	30.7 歳	2.4 年

(9) 主要な借入先の状況 (2022年8月31日現在)

借入先	借入額
株式会社商工組合中央金庫	149 百万円
株式会社りそな銀行	75 百万円
株式会社みずほ銀行	23 百万円

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2022年9月29日をもって東京証券取引所グロース市場に上場しました。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年8月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 10,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 3,444,627 株
- (3) 株主数 30 名
- (4) 大株主

株主名	所有株式数(株)	持株比率(%)
岡田 祥吾	1,058,000	30.71
株式会社SO	878,213	25.50
株式会社HOHE TO	479,371	13.92
山碓 峻太郎	465,000	13.50
瀧本 哲功	135,000	3.92
株式会社シグマクシス・インベストメント	33,289	0.97
菊嶋 宏	31,500	0.91
MT パートナーズ株式会社	31,500	0.91
谷家 衛	31,500	0.91
島田 亨	31,500	0.91
野田 豊加	31,500	0.91
平野 正雄	31,500	0.91
溝口 勇児	31,500	0.91

(注) 自己株式は所有していません。

3. 新株予約権等に関する事項 (2022年8月31日現在)

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等の状況

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡田 祥吾	—
取締役副社長	山碕 峻太郎	法人営業部長
取締役	谷内 亮太	管理部長
取締役	相木 孝仁	株式会社ベイシア 代表取締役社長
常勤監査役	松下 衛	—
監査役	根橋 弘之	—
監査役	東 陽亮	株式会社 GameWith 内部監査室長 株式会社 JCG 社外監査役 株式会社 M&A 総合研究所 社外監査役 株式会社 ABCash Technologies 社外監査役

(注1) 取締役相木孝仁氏は、社外取締役であります。

(注2) 監査役松下衛氏、根橋弘之氏及び東陽亮氏は、社外監査役であります。

(注3) 当社は、社外取締役である相木孝仁氏、社外監査役である松下衛氏、根橋弘之氏及び東陽亮氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の報酬限度額は、2019年10月1日開催の臨時株主総会で年間総額100,000千円以内（同株主総会終結時の取締役の員数は3名）、監査役の報酬限度額は2020年11月25日開催の第4回定時株主総会で年間総額9,600千円以内（同株主総会終結時の監査役の員数は3名）とすることが承認されております。なお、役員の員数については定款で取締役と監査役いずれも5名以内と定めており、本書提出日現在の人数は取締役が4名、監査役が3名であります。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役報酬については、株主総会で承認された取締役報酬枠の中で取締役会が決定することになっております。取締役会は、役員報酬方針について定めておりませんが、役員の役割及び職責に相応しい水準並びに客観性及び透明性を確保するよう、報酬案を社外取締役と共有し、その意見・助言を踏まえ代表取締役社長岡田祥吾が役員報酬を決定することに一任しております。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。取締役の個人別の報酬額については、代表取締役社長が社外取締役の関与・助

言を受けた上で、決定方針に定めた額の範囲内で決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の現在の報酬体系は、固定報酬のみで、業績連動報酬は導入しておりません。

③ 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	4 名 (1 名)	54 百万円 (3 百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 名 (3 名)	7 百万円 (7 百万円)
合 計 (うち社外役員)	7 名 (4 名)	62 百万円 (11 百万円)

(注1) 2019年10月1日の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の取締役の員数は3名であります。

(注2) 2020年11月25日の第4回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は9,600千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の監査役の員数は3名であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

① 被保険者の範囲

当社のすべての取締役および監査役

② 保険契約の内容の概要

被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。保険料については全額当社が負担しております。

(4) 責任限定契約に関する事項

当社は、社外取締役および社外監査役の全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外役員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役相木孝仁氏は、株式会社ベイシア代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役東陽亮氏は、株式会社 GameWith 内部監査室長、株式会社 JCG 社外監査役、株式会社 M&A 総合研究所社外監査役、株式会社 ABCash Technologies 社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	相木 孝仁	当事業年度に開催された取締役会 18 回のうち 18 回に出席いたしました。企業経営者としての経験を生かして、議案・審議等につき必要な発言を適宜行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	松下 衛	当事業年度に開催された取締役会 18 回のうち 18 回に出席し、監査役会 13 回のうち、13 回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に組織運営、コンプライアンス等の見地から意見を述べるなど、監視、助言を行っております。
監査役	根橋 弘之	当事業年度に開催された取締役会 18 回のうち 18 回に出席し、監査役会 13 回のうち、13 回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的知見から意見を述べるなど、監視、助言を行っております。
監査役	東 陽亮	当事業年度に開催された取締役会 18 回のうち 18 回に出席し、監査役会 13 回のうち、13 回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的知見から意見を述べるなど、監視、助言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY 新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 20,800 千円

(注) 監査役会は、取締役会から提案された会計監査人に対する報酬に対して、当社の規模・特性、監査日数等を勘案した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 非監査業務の内容と報酬の額

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に障害ある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

6-1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、以下の体制を整備しております。

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社の業務の適正を確保するために必要な体制

- ・当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社の業務の適正を確保するため、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」等を制定し、その周知徹底をはかる。
- ・当社の取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
- ・当社の監査役は、「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文

書管理規程」ほか社内規則に基づき作成、保存、管理する。

- ・取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができるものとする。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、リスク管理の基礎として定める「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、当社のリスクを横断的に管理するリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
- ・当社は、取締役会等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。
- ・当社の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社におけるリスク管理の状況について監査を行う。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、取締役会を原則月1回定期的に開催し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。
- ・当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。

(5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。
- ・当社は、社内及び社外に通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
- ・当社の内部監査部門は、社内規則に基づき内部監査を実施し、当社の使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
- ・当社の監査役及び監査役会は、当社の法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することができるものとする。
- ・監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
- ・監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。

(7) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・当社の取締役及び使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても速やかに報告を行わなければならない。
- ・当社は、前項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

(8) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・当社の監査役は、当社の取締役会及びその他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べるができる。
- ・当社の監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行う。
- ・当社の監査役は、内部監査室、会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携を図る。

(9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

- ・当社は、当社の監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置

- ・当社は、暴力を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力排除に関する規程」を定める。
- ・反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等の外部機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

6-2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社の業務の適正を確保するために必要な体制

- ・当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社の業務の適正を確保するため、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」等を制定し、その周知徹底をはかっております。
- ・当社の取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告しております。

- ・当社の監査役は、「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行について監査を行っております。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」ほか社内規則に基づき作成、保存、管理しております。
 - ・取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧しております。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・当社は、リスク管理の基礎として定める「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、当社のリスクを横断的に管理するリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスクマネジメント活動を推進しております。
 - ・当社は、取締役会等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社におけるリスクの状況を適時に把握、管理しております。
 - ・当社の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社におけるリスク管理の状況について監査を行っております。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社は、取締役会を原則月 1 回定期的に開催し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図っております。
 - ・当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保しております。
- (5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・当社は、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図っております。
 - ・当社は、社内及び社外に通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図っております。
 - ・当社の内部監査部門は、社内規則に基づき内部監査を実施し、当社の使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証しております。
 - ・当社の監査役及び監査役会は、当社の法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求しております。
- (6) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・当社の取締役及び使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならないものとしております。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても速やかに報告を行わなければならないものとしております。

- ・当社は、前項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築しております。
- (7) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・当社の監査役は、当社の取締役会及びその他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べております。
 - ・当社の監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行っております。
 - ・当社の監査役は、内部監査室、会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携を図っております。
- (8) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項
- ・当社は、当社の監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保しております。
- (9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置
- ・当社は、暴力を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力排除に関する規程」を定めております。
 - ・反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等の外部機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は設立以来配当を実施しておらず、主には高い成長性を維持するために、利益の再投資を行ってまいりました。株主への利益還元を行うことが経営上の重要な課題の一つであると認識しておりますが、当面は財務基盤の強化と継続的な事業拡大を目的として、内部留保の充実を優先したいと考えております。将来については配当の実施やその他の株主還元策を実施することも検討いたしますが、現時点においてはそれらの具体的な実施の可能性や時期については未定であります。

貸借対照表

(2022年8月31日現在)

株式会社プログリット

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,093,154	流動負債	957,446
現金及び預金	975,541	買掛金	11,406
売掛金	38,128	1年内返済予定の長期借入金	102,558
商品	15,134	短期借入金	10,000
貯蔵品	6,987	未払金	95,885
前払費用	56,497	未払費用	58,549
その他	863	未払法人税等	127,784
		契約負債	447,057
		預り金	15,519
		賞与引当金	45,720
		その他	42,964
固定資産	416,564	固定負債	142,645
有形固定資産	133,120	長期借入金	136,276
建物	165,819	資産除去債務	6,369
減価償却累計額	△ 38,367		
建物(純額)	127,452	負債合計	1,100,091
工具、器具及び備品	14,511		0
減価償却累計額	△ 8,843	(純資産の部)	
工具、器具及び備品(純額)	5,668	株主資本	408,173
		資本金	118,454
無形固定資産	35	資本剰余金	115,454
ソフトウェア	35	資本準備金	115,454
		利益剰余金	174,264
投資その他の資産	283,407	その他利益剰余金	174,264
出資金	20	繰越利益剰余金	174,264
長期前払費用	1,446	新株予約権	1,453
繰延税金資産	64,568	新株予約権	1,453
敷金	216,572		
その他	800	純資産合計	409,626
資産合計	1,509,718	負債純資産合計	1,509,718

損 益 計 算 書

〔 2021年 9月 1日から
2022年 8月 31日まで 〕

株式会社プログリット

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,252,808
売 上 原 価		742,578
売 上 総 利 益		1,510,230
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,184,202
営 業 利 益		326,027
営 業 外 収 益		
ポ イ ン ト 還 元 収 入	782	
利 子 補 給 金	669	
印 税 収 入	330	
そ の 他	315	2,097
営 業 外 費 用		
上 場 関 連 費 用	3,625	
支 払 利 息	3,381	
そ の 他	208	7,215
経 常 利 益		320,908
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	54	54
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		320,963
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	111,373	
法 人 税 等 調 整 額	22,530	133,903
当 期 純 利 益		187,060

株主資本等変動計算書

〔 2021年9月1日から
2022年8月31日まで 〕

株式会社プログリット

(単位：千円)

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
				繰越利益 剰余金				
当期首残高	83,454	80,454	80,454	△ 6,091	△ 6,091	157,816	1,508	159,324
会計方針の変更による 累積的影響額				△ 6,704	△ 6,704	△ 6,704		△ 6,704
会計方針の変更を反映し た当期首残高	83,454	80,454	80,454	△ 12,795	△ 12,795	151,112	1,508	152,620
当期変動額								
新株の発行	35,000	35,000	35,000			70,000		70,000
新株予約権の失効							△ 54	△ 54
当期純利益				187,060	187,060	187,060		187,060
当期変動額合計	35,000	35,000	35,000	187,060	187,060	257,060	△ 54	257,005
当期末残高	118,454	115,454	115,454	174,264	174,264	408,173	1,453	409,626

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 4～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

ソフトウェア 5年

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担分を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 英語コーチングサービスに係る収益の計上基準

英語コーチングサービスでは、受講者に専任のコンサルタントが付き、英語学習をサポートするサービス「プログリット (PROGRIT)」を提供しており、受講者の目的に応じたオーダーメイドのカリキュラムを提案し、スケジュール管理のサポート、定期的な面談による課題の抽出及びモチベーションの管理等を実施することで、受講者が短期間で英語力を向上させることができるようサポートしています。顧客の休会期間や当社の非営業期間を除いた役務の提供期間において、進捗度に基づき収益を認識しております。

② サブスクリプション型英語学習サービスに係る収益の計上基準

サブスクリプション型英語学習サービスでは、利用者がアプリを通じてシャドーイングした音声を提出し、アドバイザーから24時間以内にフィードバックを受けることができる月額制サービスを提供しております。サブスクリプション型英語学習サービスは、「プログリット (PROGRIT)」を修了されたお客様向けのサービスである継続コース「シャドーイング添削コース」、一般のお客様向けのシャドーイング添削のみを提供しているサービスである「シャドテン」をいいます。利用者の契約期

間に応じて一定期間にわたって収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、英語コーチングサービスの収益認識において、従来は顧客のプログラム開始日からプログラム終了日までの期間の経過により収益を認識しておりましたが、顧客の休会期間や当社の非営業期間を除いた役務の提供期間において、進捗度に基づき収益を認識する方法に変更しております。

また、顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として純額で収益を認識する方法に変更いたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は 6,440 千円増加し、売上原価は 3,808 千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ 10,249 千円増加しております。また、繰越利益剰余金の当期首残高は 6,704 千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することとしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 有形固定資産の減損処理

① 当事業年度の計算書類上に計上した金額

有形固定資産 133,120 千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(ア) 算出方法

当社は、英語コーチングサービスについては損益の集計単位である校舎単位、サブスクリプション型英語学習サービスについては運営部門単位をキャッシュ・フローを生み出す独立した最小の単位としております。資産をグルーピングし、営業損益が継続してマイナスとなっているか、又は継続してマイナスとなる見込みである場合、移転・閉鎖またはサービスの廃止の意思決定等により回収可能価額が著しく低下したと判断された場合、経営環境が著しく悪化したかまたは悪化する見込みである場合等には、減損の兆候として識別しております。減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の可否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識しております。なお、当事業年度においては減損の兆候はありません。

(イ) 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、今後の見込み顧客数を考慮した将来の利益計画に基づいて作成しております。将来の売上を算定するにあたって使用する売上単価は当事業年度までの実績に基づき算定しております。また、費用については、当事業年度の実績をもとに将来の変動要因を加味したものにより算定しております。

(ウ) 翌事業年度への影響

割引前将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は、見積りの不確実性を伴い、市場環境が変化した場合や新型コロナウイルスの影響による校舎の臨時休業など、将来の経済状況の変動等が生じた場合には、翌事業年度の計算書類において減損損失が発生する可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類上に計上した金額 64,568 千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(ア) 算出方法

将来減算一時差異に関しては、将来の収益力を過去実績により見積り、回収可能性を勘案して繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

(イ) 主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、今後の見込み顧客数を考慮した将来の利益計画に基づいて作成しております。将来の売上を算定するにあたって使用する売上単価は当事業年度までの実績に基づき算定しております。また、費用については、当事業年度の実績をもとに将来の変動要因を加味したものにより算定しております。

(ウ) 翌事業年度への影響

当該見積りについて、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は、次の通りであります。

① 担保に供している資産

定期預金	20,000 千円
------	-----------

② 担保付債務

短期借入金	10,000 千円
-------	-----------

1年内返済予定の長期借入金	36,962 千円
---------------	-----------

長期借入金	29,025 千円
-------	-----------

(2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次の通りであります。

当座貸越極度額	100,000 千円
---------	------------

借入実行残高	10,000 千円
--------	-----------

差引額	90,000 千円
-----	-----------

5. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び株式数

普通株式	3,444,627 株
------	-------------

(2) 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	484,423 株
------	-----------

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
ソフトウェア	39,103 千円
賞与引当金	13,999
未払事業税	7,901
その他	11,827
繰延税金資産小計	<u>72,832</u>
評価性引当額	<u>△6,833</u>
繰延税金資産合計	<u>65,999</u>
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	<u>△1,430</u>
繰延税金負債合計	<u>△1,430</u>
繰延税金資産の純額	<u>64,568</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
留保金課税	4.94
税率変更による影響	4.01
評価制引当金の増減	0.69
住民税均等割	0.68
交際費	0.45
その他	0.31
税効果適用後の法人税等	<u>41.72</u>

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入や第三者割当増資による方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は、賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日となっており、流動性リスクに晒されております。借入金は、主に運転資金（短期）及び設備投資（長期）に係る資金調達を目的としたものです。これらは、流動性リスク及び金利変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(ア) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先別に回収期日及び残高を管理し、円滑かつ確実な回収を図っております。

敷金については、貸主及び取引先の財務状況の悪化等による信用リスクの調査を含め、回収懸念債権の早期発見及び把握に努めており、債権の保全を図っております。

(イ) 借入金の流動性リスク及び金利変動リスクの管理

借入金は、流動性リスク及び金利変動リスクに晒されておりますが、適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理しております。なお、資金調達を行う際は、金利動向を十分に把握して、金利変動リスクを管理する方針であります。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
敷金	216,572	211,051	△5,520
資産計	1,230,242	1,224,721	△5,520
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	238,834	238,851	17
負債計	483,910	483,928	17

(※) 現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等は、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、記載を省略しております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	975,541	—	—	—
売掛金	38,128	—	—	—
合計	1,013,670	—	—	—

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
1年内返済予定の長期 借入金	102,558	—	—	—	—	—
長期借入金	—	65,826	40,070	23,820	6,560	—
合計	102,558	65,826	40,070	23,820	6,560	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2022年8月31日）

該当事項はありません。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当事業年度（2022年8月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	211,051	—	211,051
資産計	—	211,051	—	211,051
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	238,851	—	238,851
負債計	—	238,851	—	238,851

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

主に建物の賃借時に差し入れている敷金であり、償還予定時期を見積り、国債利回りを基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、国債の利率がマイナスの場合、割引率をゼロとして時価を算定しております。

長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

（単位：千円）

種類	会社等の名称または氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及び主要株主	岡田祥吾	（被所有） 直接 30.7% 間接 25.5%	当社代表取締役	当社銀行借入に関する債務被保証（注）	23,400	—	—

（注） 銀行借入に関して債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。また、取引金額には期末借入金残高を記載しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	118円50銭
1株当たり当期純利益	54円42銭

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

売上高はすべて顧客との契約から生じたものであります。また、当社は英語コーチング事業の単一セグメントであり、財又はサービスの種類別に分解した収益は、以下の通りであります。

(単位：千円)

英語コーチング事業	
英語コーチングサービス	1,764,879
サブスクリプション型英語学習サービス	487,928
顧客との契約により生じる収益	2,252,808
その他の収益	-
外部顧客への売上高	2,252,808

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の当事業年度の期末残高は以下の通りです。

(単位：千円)

	当事業年度期末残高
顧客との契約から生じた債権	38,128
契約負債	447,057

契約負債は主に、英語コーチングサービスの契約に定められた支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち、期首時点で契約負債に含まれていた金額は 302,444 千円です。過去の期間に充足した履行義務から当事業年度に認識した収益はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

(一般募集による新株式の発行)

当社は、2022年9月29日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2022年8月24日及び2022年9月8日開催の取締役会において、次の通り新株式の発行を決議し、2022年9月28日に払込が完了いたしました。

- ① 募集方法：一般募集（ブックビルディング方式による募集）
- ② 発行する株式の種類及び数：普通株式 394,300 株
- ③ 発行価格：1 株につき 730 円
- ④ 引受価額：1 株につき 671.60 円
- ⑤ 払込金額：1 株につき 527 円
- ⑥ 資本組入額：1 株につき 335.80 円
- ⑦ 発行価格の総額：287,839 千円
- ⑧ 払込金額の総額：207,796 千円
- ⑨ 資本組入額の総額：132,405 千円
- ⑩ 払込期日：2022年9月28日
- ⑪ 資金の用途：①人材関連費用、②アプリ開発費、③広告宣伝費に充当する予定であります。

13. その他の注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年10月28日

株式会社プログリット

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池内 基明 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原賀 恒一郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プログリットの2021年9月1日から2022年8月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年8月24日及び2022年9月8日開催の取締役会において、一般募集による新株式の発行を決議し、2022年9月28日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、令和3年9月1日から令和4年8月31日までの2022年8月期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日 企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年11月2日

株式会社プログリット 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 松 下 衛 印

監査役（社外監査役） 根 橋 弘 之 印

監査役（社外監査役） 東 陽 亮 印

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

株式会社プログリット
代表取締役社長 岡田 祥吾

1. 議決権の代理行使に関する勧誘者

株式会社プログリット 代表取締役社長 岡田 祥吾

2. 議案及び参考事項

議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、2020年11月25日開催の第4期定時株主総会において、年間総額9,600千円以内と決議いただき現在に至っておりますが、事業拡大に伴う監査業務の増加及び監査体制の一層の充実を図るため、監査役の報酬額を年額15,000千円以内といたしたく改定をお願いするものであります。

なお、現在の監査役の員数は3名ですが、監査役の員数に変更はありません。

以上